

<平成 25 年 4 月 1 日改正>

『信州大学教育学部研究論集』編集内規

(平成 21 年 2 月 4 日教授会決定)

(目的)

第 1 条 信州大学教育学部（以下、「本学部」という。）における研究・教育の成果を公表するため、研究誌を発行する。

(名称)

第 2 条 本学部が編集・発行する研究誌の名称を『信州大学教育学部研究論集』（欧文名：Shinshu University Journal of Educational Research and Practice）とする。

(原稿の種別)

第 3 条 『信州大学教育学部研究論集』（以下、「本誌」という。）に掲載される原稿の種別を、以下のとおりとする：

- 一 学術論文
- 二 研究報告／実践報告等

(投稿資格)

第 4 条 本誌に投稿できる者は、本学部の専任教員、特任教員、客員教授、信州大学大学院教育学研究科（以下、「本研究科」という。）修了生、本研究科大学院生及びその他信州大学教育学部研究委員会（以下、「研究委員会」という。）が認めた者とする。

(校閲及び査読)

第 5 条 本誌に掲載される論文等の水準を維持するために、投稿された原稿のうち「学術論文」については査読を行う。また、「研究報告／実践報告等」を含むすべての原稿は、研究委員会が校閲を行い、場合によって研究委員以外の者の意見を聴くことがある。査読の手順・方法は別に定める。

(掲載の可否)

第 6 条 研究委員会は査読・校閲結果に基づき、原稿の掲載の可否を決定する。掲載の決定に際し、研究委員会は原稿の内容について投稿者に修正を求めることがある。

(原稿の返却)

第 7 条 投稿された原稿は原則として返却しない。

(編集及び発行)

第 8 条 本誌はオンラインジャーナルとして年度内に 1 回発行することを原則とし、本学部専用サイト及び信州大学機関リポジトリからインターネットを通じて公開される。その時期は 3 月とする。別刷を希望する執筆者に対しては、原稿提出時に部数を申し出ることにより実費で受け付ける。

(著作権と利用許諾)

第9条 本誌に掲載される論文等の著作権は、原則として執筆者に帰属する。

執筆者は、本誌に掲載する著作物について、サーバーにアップロード（送信可能化）し自動公衆送信すること及びパソコンのハードディスク又はその他の媒体に保存の目的で複製することを許諾するものとする。

(引用と利用)

第10条 他人の著作物を引用し利用する場合、執筆者は投稿した原稿の該当する研究領域における原稿作成要領等の通則又は慣行に従うものとする。また、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、執筆者は十分に留意し、必要となる許諾を投稿前に得ておくこと。引用と利用に関して費用負担又は紛争問題が生じた場合は執筆者の責任において処理するものとする。

附 則

- 1 この規程は平成21年2月4日より施行し、第1号より適用する。
- 2 信州大学教育学部紀要投稿規程は廃止する。

附 則

- 1 この内規は平成22年7月7日より施行する。ただし、第8条による原稿提出期限は、第4号においては平成22年9月30日とする。

附 則

- 1 この内規は平成23年2月2日より施行する。

附 則

- 1 この内規は平成25年4月1日から施行する。